平成２２年（フ）第５５号
茨城県東茨城郡茨城町中石崎字東見坂898番地２号
破産者　株式会社ニッショー
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第１２８号
栃木県那須郡那須町大字高久丙1576番地６
破産者　毛利　水澪
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（フ）第９８号
千葉県柏市若柴300―24
破産者　有限会社プラグラ
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９９号
千葉県流山市野々下６丁目594番地の５流山ハイツＣ―404
破産者　小島　裕二
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１１７号
千葉県我孫子市根戸1232番地　12号、開始決定時の住所千葉県我孫子市布佐１丁目21番地の１の４
破産者　金子　信之
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２２０号
千葉県鎌ケ谷市くぬぎ山３丁目11番18号
破産者　株式会社鈴木製作所
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２２１号
千葉県松戸市紙敷123番地
破産者　鈴木　満男
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３９５号
千葉県柏市増尾３丁目３番７号
破産者　小松崎恭子
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４２７号
千葉県松戸市下矢切76番地　メゾンドール矢切206号
破産者　沼野　京子
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第１１８７３号
東京都足立区皿沼３―29―３、住民票上の住所東京都足立区古千谷本町１丁目12―16―102
破産者　吉見　正人
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７４４１号
東京都大田区大森南４丁目６番15号
破産者　株式会社誠立電子研究所
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０９３２号
新潟県南魚沼市奥28番地４
破産者　有限会社オオギトーヨー住器
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０９３３号
新潟県南魚沼市四十日1848―２
破産者　鈴木　俊介
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２６２０号
東京都江東区青海３丁目４番19号　青海流通センター１号棟北側、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区晴海４丁目８番１号
破産者　株式会社ビコン
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２４号
東京都渋谷区笹塚２―４―１　パールハイツ笹塚1006、商業登記簿上の本店所在地東京都多摩市落合６丁目６番地１号501
破産者　株式会社フロンティアワールド
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３０３０号
東京都千代田区神田紺屋町14番地
破産者　株式会社ケンサム・オリエント社
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５７４１号
兵庫県西宮市六湛寺町１番１号
破産者　生活メンテナンス株式会社
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５７４２号
愛知県名古屋市中村区烏森町８丁目112―303
破産者　四柳　成基
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６１６５号
東京都葛飾区東立石４丁目12―３―501、開始決定時の住所東京都葛飾区奥戸２丁目23―５―502
破産者　山田　義弘
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６２２０号
東京都青梅市河辺町１丁目805―１―314
破産者　高橋三千男
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６３７４号
千葉県白井市大山口１丁目５番13号
破産者　二瓶　恒夫
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部